

「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」
骨子たたき台

令和 5 年 7 月 1 8 日
福島県環境共生課

前 文

(パリ協定) (IPCC 報告書) (気候変動問題の深刻化)
(東日本大震災) (緩和策・適応策の両輪) (未来、子どもたち)
(福島ならではの脱炭素社会の実現)

第 1 総則

(1) 目的

- ・ 福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を計画的かつ総合的に推進
- ・ 持続可能な県づくり 等

(2) 定義

- ・ 地球温暖化、地球温暖化対策、温室効果ガス、温室効果ガスの排出
- ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等
- ・ 脱炭素社会 (カーボンニュートラル)
- ・ 気候変動、気候変動影響、(緩和策)、気候変動適応 等

(3) 基本理念

- ・ 県、県民、事業者、市町村、関係団体が自主的かつ積極的に取り組む
- ・ あらゆる主体が連携することにより、オール福島で取り組む
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた緩和策と、気候変動への適応策を両輪として施策展開していく 等

(4) 責務

ア 県の責務

- ・ 総合的かつ計画的な施策の策定及び実施
- ・ 自らの事務・事業に関する対策の率先実行
- ・ 県民、事業者、市町村、関係団体等との連携・協働と必要な支援 等

イ 事業者の責務

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた理解増進
- ・ 事業活動における自主的かつ積極的な取組
- ・ 県及び市町村が行う取組への協力 等

ウ 県民の責務

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた理解増進
- ・ 日常生活における自主的かつ積極的な取組
- ・ 県及び市町村が行う取組への協力 等

エ 観光等による来県者の責務

- ・ 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に県内に滞在する者の県内における取組への協力
- ・ 移動時等における自主的かつ積極的な取組 等

第2 県の取組

- ・ 気候変動対策推進計画の策定（緩和策と適応策を一体とする計画）
- ・ 県有施設等脱炭素化の率先実行
- ・ 年次報告 等

第3 緩和策の推進に関する取組

- (1) 事業活動における温室効果ガス排出量削減対策
 - ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
 - ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等の利用
 - ・ 事業所における温室効果ガス排出削減
 - ・ 農林水産業における温室効果ガス排出削減 等
- (2) 交通・自動車使用における温室効果ガス排出量削減対策
 - ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
 - ・ エコドライブ、アイドリングストップ
 - ・ 自動車販売店による電動車の環境情報に関する説明
 - ・ 電動車の導入推進
 - ・ 大規模集客施設等における充電設備の設置
 - ・ 公共交通の利用促進
 - ・ 物流の効率化 等
- (3) 建築物における温室効果ガス排出量削減対策
 - ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
 - ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等の積極導入 等
- (4) 家庭（日常生活）における温室効果ガス削減対策
 - ・ エネルギー使用量の把握及び省エネルギー化の促進
 - ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等の積極導入
 - ・ 公共交通機関及び自転車の利用促進
 - ・ 省エネルギー性能の高い家庭用電気機器の使用
 - ・ エシカル消費 等
- (5) 再エネ・水素等利用による温室効果ガス排出量削減対策
 - ・ 再生可能エネルギー、水素エネルギー等の導入推進
 - ・ エネルギーの地産地消
 - ・ 再生可能エネルギーの利用推進 等
- (6) エネルギー使用を伴わない温室効果ガス排出量削減対策
 - ・ 廃棄物の発生抑制
 - ・ 資源循環の推進
 - ・ フロンの適正管理 等

(7) 森林整備等による温室効果ガスの吸収に関する対策

- ・ 森林の整備
- ・ 県産木材利用の推進
- ・ ブルーカーボン
- ・ 緑化の推進 等

第4 気候変動適応策の推進に関する取組

- ・ 気候変動適応策の推進
(熱中症・感染症対策、自然災害対策、農林水産業対策 等)
- ・ 気候変動適応策に関する県民の理解増進 等

第5 その他の取組

- ・ 産業の育成、技術開発の促進
- ・ 脱炭素人材の育成
- ・ カーボンオフセット
- ・ 地産地消の推進
- ・ 表彰制度
- ・ 環境教育の推進
- ・ 金融上の措置
- ・ 財政上の措置 等

第6 推進体制

- ・ 福島県カーボンニュートラル推進本部
- ・ 福島県地球温暖化防止活動推進センター
- ・ 福島県気候変動適応センター 等